

# 大分県報

令和二年  
号外（三）  
一月十四日

（火曜日）

## 目次

### 公 告

令和元年度屋外広告物講習会の開催……………一

### ○公 告

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第二十四条第一項の規定により、次のとおり令和元年度屋外広告物講習会を開催する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 講習会の日時及び場所

##### 1 日時

令和二年二月十九日午前十時から午後五時まで

##### 2 場所

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

#### 二 講習要目及び講習時間

1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間

3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間

#### 三 受講対象者

1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者

2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出

する物件を設置する責任者又は責任者にならうとする者

なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項の業務主任者になる

ことができる。

#### 四 講習手数料

受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。

#### 五 受講申込期間及び受付時間

##### 1 受講申込期間

令和二年一月十五日から同月三十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

##### 2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

#### 六 提出書類

屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）

#### 七 受講申込書の提出先

最寄りの土木事務所

#### 八 その他

その他詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。

令和二年一月十四日

大分県報号外（公告）

一